

現 行	改 定	備 考
<p data-bbox="498 541 955 600">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="418 1308 1041 1367">令和<u>6</u>年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="1760 541 2217 600">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1673 1308 2297 1367">令和 7 年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="2635 1304 2763 1339">年次更新</p>

現 行	改 定	備 考
<p>第112条 打合せ等 (略)</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <hr/> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課令和2年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (略)</p> <hr/> <p>第140条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。 (略)</p>	<p>第112条 打合せ等 (略)</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「ウィークリースタンス」※²に努める。 ※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※²ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p> <hr/> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課令和7年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 (略)</p> <hr/> <p>第140条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領(令和6年4月一部改正)により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 (略)</p>	<p>追記</p> <p>追記</p> <p>年次更新</p> <p>一部修正</p>